# 第5回口頭弁論期日 説明資料

2024年9月12日 原告訴訟代理人

## 今回提出した準備書面

第4準備書面 第5~第7準備書面の概要

第5準備書面 被告準備書面(2)に対する反論

第6準備書面 海外の状況を踏まえた主張

第7準備書面 国民認識の調査を踏まえた主張

第8準備書面 町村総会制度を踏まえた主張・ 新たな請求原因追加

#### 第5準備書面:被告準備書面(2)に対する反論

- 1. 本訴には平成17年最大判基準が適用される
- 1. 立法裁量を前提としても厳格な判断が必要
  - 被選挙権は憲法上の権利(高橋論文の誤読)
  - 被選挙権年齢は国が自由裁量で決めてよい事 柄ではない

#### 第6準備書面:海外の状況を踏まえた主張

- OECDの約89%では18~21歳以上
- 10代含む若手議員の活躍
- 選挙権・被選挙権年齢統一は、民主政の理念の実現に向けた取り組み
  - 声 両年齢の不一致は権利侵害の問題。不一致国の 「割合」は本件規定の合理性を担保しない

# 第7準備書面:国民の認識に関する調査結果を 踏まえた主張

- 国民は、19歳を含む若年層が議員にふさわしい と考えている
- 全世代の過半数が、被選挙権年齢の引き下げを 支持している
  - ➤ 社会経験・思慮分別の有無に関する主張は、 偏見・思い込みに過ぎないだけでなく、国民 の認識にも反している

# 第8準備書面:町村総会制度を踏まえた主張・ 新たな請求原因の追加

- 法制度上、町村総会は市町村議会と同じ
- 町村総会では18歳から地方政治の参加権
- 市町村議会では18歳が政治参加のベースライン
  - ヌ現行の法定年齢は上記ベースラインと矛盾
  - → 町村総会設置の有無による住民参加権・被選 挙権の差別的取扱い

### 本件の主張構造(権利侵害構成)

	被告	原告
立法裁量	広範な立法裁量	立法裁量なし(平成17年基 準)or立法裁量は限定的⑤
判断枠組	緩やかな基準	やむを得ない事由が必要or 少なくとも立証責任転換⑤
合理性	思慮分別による年 齢設定は合理的 OECDの約4割が選	科学的根拠がない偏見 偏見は国民認識にも反する⑦ 諸外国の状況は、若者に思慮 分別が存在することが前提⑥
	挙権・被選挙権年 齢を分けて設定	権利侵害状態の放置。残存国 割合は合理性を担保しない⑥
		法定年齢と市町村議会の遂行 能力年齢との間に矛盾あり⑧

## 本件の主張構造(平等原則違反)

		被告	原告
立法裁量	<u>3</u>		立法裁量は限定的
判断枠約	<b>B</b>		事柄の性質に即応した合理的根 拠の有無を慎重に判断®
合理性	年齢		権利侵害構成の主張と同じ
	町村総会		町村総会と町村議会の間で政治 的決定内容が変わらない以上、 両者の住民参加権と被選挙権年 齢は同一に設定されるべき⑧